

(平成25年11月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

北海道厚生年金 事案 4794

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い。
申立期間は、B社がA社に合併した時期であり、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人から提出された給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間において、B社又はA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の供述及び上記の給与明細書等から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書における厚生年金保険料の控除額から、28万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かは不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知

を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い。
申立期間は、B社がA社に合併した時期であり、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人から提出された給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間において、B社又はA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の供述及び上記の給与明細書等から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書における厚生年金保険料の控除額から、30万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かは不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知

を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い。
申立期間は、B社がA社に合併した時期であり、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人作成の給与明細一覧表及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、B社又はA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の供述及び上記の給与明細一覧表等から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、給与明細一覧表における厚生年金保険料の控除額から、32万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かは不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会

保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 4797

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月17日は22万8,000円、18年7月10日は15万2,000円、19年7月10日は14万7,000円、同年12月20日は20万9,000円、20年7月15日は13万5,000円、同年12月29日は18万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月17日
② 平成18年7月10日
③ 平成19年7月10日
④ 平成19年12月20日
⑤ 平成20年7月15日
⑥ 平成20年12月29日

年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間①から⑥までの記録が無い。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる給与計算書等があるので、申立期間①から⑥までの期間の賞与について、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②、③、⑤及び⑥について、申立人から提出された給料計算書(賞与分)により、申立人は、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額

及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、上記給料計算書（賞与分）において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年7月10日は15万2,000円、19年7月10日は14万7,000円、20年7月15日は13万5,000円、同年12月29日は18万4,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①及び④について、申立人から提出された預金通帳（写し）により、申立人は、A社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された平成16年12月17日及び19年12月20日に係る給料計算書（賞与分）により、これら同僚は、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び④において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、上記預金通帳に記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額から、平成16年12月17日は22万8,000円、19年12月20日は20万9,000円とすることが妥当である。

- 3 なお、申立人の各申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは回答が得られない上、当時の役員も不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 4798 (事案 3032、4070、4338、4441 及び 4532 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月 1 日から 49 年 7 月 1 日まで
② 昭和 50 年 4 月 1 日から 55 年 7 月 20 日まで

申立期間①はA社B支店C営業所に、申立期間②はD社にそれぞれ勤務していたが、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、これまで5回にわたり年金記録の訂正を第三者委員会に申し立てたものの、いずれも認められないとの通知をもらった。

今回、当時の事情を知る者として、申立期間①は3人、申立期間②は4人の名前を思い出したので、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に係る申立てについては、申立人の従業務に関する具体的な供述内容及び同僚の供述から判断すると、申立人が、A社B支店C営業所に勤務していた状況がうかがわれるものの、i) 申立人は、「兄からB市で勉強してくるように言われたため、A社に入社した。」と主張しているところ、この申立人の兄は既に死亡している上、同社本社は、「当社では、社員は全員、採用と同時に厚生年金保険に加入させており、申立期間①当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届を保管している。申立人に係るこれらの届出書を確認したが見当たらないことから、申立人が当社の社員として勤務していたとは考え難い。申立人が修業目的で当社に勤務していたのであれば、当社の営業担当者と申立人の兄との間で個別に就労条件を取り決めた上での勤務であった可能性がある。」と回答していること、ii) 申立人は、当時の同僚3人及び当時の事情を知る友人一人の名前を挙げているところ、当該同僚3人のうち2人は既に死亡している上、残る同僚一人及び友人は、いずれも「申立人は、A社に勤務していたと記憶しているものの、

短期間であり、申立人が勤務した正確な時期及び厚生年金保険の適用状況等については分からない。」と回答していること、iii) 雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、A社に係る同保険の加入記録が無い上、申立期間①の一部の期間について、同社とは異なる事業所で同保険に加入していること、iv) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月3日付け、23年8月26日付け、24年6月15日付け、同年11月9日付け及び25年3月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、当時の同僚3人の名前を挙げているところ、いずれも、これまでの申立てにおいて、既に申立人が名前を挙げた者である上、このうち二人は既に死亡しており、残りの一人については、今回を含め複数回照会を行っているが、申立人の申立期間①に係る申立内容を裏付ける供述を得ることはできないことから、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間②の事業所名について、当初は「E社」としていたが、その後「D社」であったと主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間②当時、申立事業所が所在していたとするF県内において、D社と同一の読み方である厚生年金保険の適用事業所が8事業所確認できるものの、いずれの事業所についても、申立人が記憶する所在地及び事業主名とは異なっている上、申立事業所が所在していたとする地域を管轄する法務局に照会したところ、同名称の事業所が3事業所確認できるものの、商業・法人登記簿謄本によると、いずれの事業所についても、申立人が記憶する所在地及び代表取締役とは異なっているとともに、当該3事業所のうち、申立事業所と事業内容が合致する1事業所の取締役であった者は、「当社は、申立事業所が所在していたとする地域で営業していたことは無く、申立人が供述する業務も行っていなかった。」と供述していること、ii) 申立人は、申立事業所と取引があったとする二つの事業所名を具体的に挙げているところ、両事業所は、いずれも「D社という会社名を聞いたことが無く、取引の実績も無い。」と回答していること、iii) 申立人は、これまでに当時の同僚12人及び当時の事情を知る友人一人の名前を挙げているところ、当該同僚12人は、所在が不明又は個人を特定することができない上、友人については、「D社という会社名を聞いたことが無く、申立人が同社に勤務していたという記憶も無い。」と供述していること、iv) 雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立事業所に係る同保険の加入記録が無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月3日付け、23年8月26日付け、24年6月15日付け、同年11月

9日付け及び25年3月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、当時の同僚4人の名前を挙げているところ、このうち3人は、これまでの申立てにおいて、既に申立人が名前を挙げた者である上、当該4人については、いずれも個人を特定することができないことから、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 3 そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4799（旭川厚生年金事案 509 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 24 日から 41 年 10 月 1 日まで
年金記録によると、A社B支店から同社本社に転勤した直後の申立期間において標準報酬月額が引き下げられていることから、記録を訂正してほしいと年金記録確認旭川地方第三者委員会（当時）に申し立てたが、申立ては認められなかった。

しかし、会社及び社会保険事務所（当時）の事務処理に納得できず、当時のことを証言してくれる上司の妻もいるので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人と同様に、昭和 40 年 10 月 5 日に一人、41 年 3 月 1 日に別の一人が支店から本社への異動に伴い標準報酬月額が下がっていることが確認でき、このほか申立人の主張を裏付ける証言等は得られなかったこと、ii) 商業・法人登記簿謄本によれば、申立事業所は 57 年 1 月に合併により解散している上、現在の継承事業所は、「人事カードは残っているものの、合併や営業譲渡が何度もあったため、当時の給料台帳や関連書類は残っていない。」と回答していること、iii) このほか申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認旭川地方第三者委員会の決定に基づき、平成 22 年 12 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、当時の生活状況を証言してくれる者として、経理事務を管理していたとする上司の妻の名前を挙げているが、同人は、「申立人がA社に勤務していたこと、及び申立人の人柄や性格については記憶

しているが、それ以上のことは分からない。亡くなった夫の当時の給与額も不明である。」と供述している。

また、A社の本社及び各支店に係る被保険者原票により、申立期間を含む昭和40年度及び41年度の両年度において、各支店で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、本社において同保険の被保険者資格を取得している者で、かつ、本社における資格取得時の標準報酬月額が各支店の資格喪失時の標準報酬月額よりも下がっていることが確認できる3人（前述の二人を含む。）のうち、生存及び所在が確認できた二人に照会したところ、唯一回答が得られた者は、「当時の給与額を記憶しておらず、給与明細書等も残っていない。転勤前後の標準報酬月額と毎月の給与額が相違していたかどうかは分からない。」と供述しており、申立人の主張を裏付ける資料及び供述を得ることができなかった。

さらに、A社の本社に係る被保険者原票により、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者65人のうち、生存及び所在が確認できた38人（前回の申立て時に照会済みである者10人を含む。）に照会し、16人から回答が得られたものの、いずれも「標準報酬月額と当時の給与額が相違していたかどうかは分からない。」と供述している。

加えて、申立人の当該事業所に係る被保険者原票によると、申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、当該記録が訂正された形跡も無い。

そのほか、年金記録確認旭川地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。